

盛岡市会計年度任用職員への移行について

令和元年9月24日

総務部

1 趣旨

地方公務員の臨時・非常勤職員は、総数の増加とともに、教育、子育て等様々な分野で活躍しており、現状において地方行政の重要な担い手となっているが、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られるなど、適正な任用が確保されていない状況となっている。

こうした状況を受け、臨時・非常勤職員の任用根拠の明確化・適正化とともに、一般職の「会計年度任用職員」制度の創設を内容とする地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布されたものである。（令和2年4月1日施行。）

2 法律の主な改正内容

(1) 臨時・非常勤職員の任用根拠の明確化・適正化

ア 特別職非常勤職員（改正地方公務員法第3条第3項第3号）

専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験等に基づき、助言、調査、診断等の事務を行うものに限る。

※ 想定される職 顧問、統計調査員、学校医、産業医 など

イ 特別職非常勤職員（改正地方公務員法第3条第3項第3号の2）

選挙等に関する事務を行う次の者について、職権行使の独立性の高さなどの特殊性を踏まえ、別の類型として整理する。

(7) 投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人

(4) 選挙分会長、審査分会長、審査分会立会人、国民投票分会長、国民投票分会立会人

(7) 不在者投票立会人、外部立会人のうち市区町村選挙管理委員会が任命する職

ウ 臨時的任用職員（改正地方公務員法第22条の3第4項）

常勤職員に欠員を生じた場合において、緊急のとき又は臨時の職に関するときに任用を行うことができる。

(2) 会計年度任用職員制度の創設

ア 定義等

(7) 「一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職」と定義。

(4) フルタイム（一週あたりの勤務時間が常勤職員と同じ）とパートタイムの2つの類型。

イ 任用等

(7) 採用方法は競争試験又は選考。（できる限り広く募集を行うなど適切な募集を行った上

で、客観的な能力の実証が必要。)

(イ) 任期は採用の日から同日の属する会計年度の末日までの範囲内。

(ロ) 条件付き採用が適用となり、期間は1月。

(エ) 任用終了後、再度の任用は可能。(新たな職に改めて任用されたものと整理されるものであり、任期の延長とは異なることから、改めて条件付採用の対象とし、能力の実証が必要。)

ウ 勤務条件等

(7) 地方公務員法上の服務宣誓や守秘義務等の服務に関する各規定が適用され、懲戒処分等の対象。

(イ) フルタイム会計年度任用職員は給料、旅費及び一定の手当(時間外、期末等)が、パートタイム会計年度任用職員は報酬、費用弁償及び期末手当が支給の対象。

(ロ) 人事評価制度の対象。

(エ) 労働安全衛生法が適用。(定期健康診断等)

(オ) 地方公務員共済制度、公務災害補償制度が適用。(一定の要件を満たす場合。)

3 関係条例の整備

(1) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

次の12条例を一部改正するもの。

ア 盛岡市職員給与支給条例

イ 盛岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

ウ 盛岡市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

エ 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

オ 盛岡市職員の退職手当に関する条例

カ 盛岡市職員定数条例

キ 盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

ク 盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

ケ 盛岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

コ 盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

サ 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

シ 盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(2) 盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定

会計年度任用職員の給与及び費用弁償等について定める条例を新規制定するもの。

4 今後のスケジュール

令和元年10月 市議会定例会に条例案提出

令和2年1月 会計年度任用職員募集開始

4月 条例施行, 会計年度任用職員の採用

【参考】制度移行のイメージ

区分		現行		改正後			
		位置付け	根拠（地公法）	位置付け	根拠（改正地公法）		
常勤職員	市長, 副市長, 監査委員, 教育長, 固定資産評価員	特別職	第3条第3項第1号	特別職	※現行どおり	第3条第3項第1号	
	地方公営企業の管理者		第3条第3項第1号の2			第3条第3項第1号の2	
非常勤職員	勤務時間に定めない者	特別職	第3条第3項第1号	特別職	※現行どおり	第3条第3項第1号	
			各種審議会委員			第3条第3項第2号	第3条第3項第2号
			学校医, 産業医, 統計調査員など			第3条第3項第3号	第3条第3項第3号（改正）
			投票管理者など				第3条第3項第3号の2（新設）
	勤務時間に定めのある者		事務嘱託, 各種相談員, 館長など				一般職
一般職		会計年度任用職員（フルタイム）		第22条の2第1項第2号（新設）			
臨時的任用職員	欠員補充 産前産後病休代替 育児休業代替	一般職	第22条第5項（削除）	一般職	臨時的任用職員	第22条の3第4項（新設）	
	上記以外				会計年度任用職員（フルタイム）	第22条の2第1項第2号（新設）	
					会計年度任用職員（パートタイム）	第22条の2第1項第1号（新設）	